（別紙）

福祉・介護職員処遇改善計画書および実績報告書の提出先

1. 福井県指定(福井市以外の市町に所在)の障がい福祉サービス事業所のみ運営する法人

⇒福井県障がい福祉課

1. 福井市指定(福井市に所在)の障がい福祉サービス事業所のみ運営する法人

⇒福井市障がい福祉課

1. 基準該当事業所のみ運営する法人

⇒登録機関となっているすべての市町の障がい福祉担当課

（市町職員向け）

・基準該当事業所の所在地が福井市の場合→受理後、福井市（中核市）に進達

　・基準該当事業所の所在地が福井市以外の場合→受理後、県に進達

1. １つの法人で福井県と福井市の両方でサービス事業所の指定を受けている場合

⇒福井県障がい福祉課と福井市障がい福祉課の両方

※計画書一式を県と福井市の両方に提出

**→提出漏れが多いのでご注意ください**

1. １つの法人で福井県指定の事業所と基準該当事業所の両方を運営している場合

⇒福井県障がい福祉課と登録機関となっているすべての市町障がい福祉担当課の両方

※計画書一式を県と登録機関となっているすべての市町に提出

1. １つの法人が複数の事業所を県内および県外の都道府県等で運営している場合

⇒福井県障がい福祉課と他都道府県等の指定権者の両方

※計画書一式を県と他都道府県等の指定権者すべてに提出

**→提出漏れが多いのでご注意ください**

（例）福井県、福井市（中核市）、富山県、富山市（中核市）において

指定障害福祉サービス事業所の指定を受けている場合

→福井県、福井市、富山県、富山市すべての指定権者に計画書を提出する

**※複数の指定権者に提出する場合、計画書の基本情報入力シートにある加算提出先欄**

**の記載を指定権者ごとに変えることや自治体ごとに定められた提出方法に**

**ご注意ください**